

草加都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路中3・4・17号新田駅前旭町線および3・4・18号新田西口停車場線を次のように変更する

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・4・17	新田駅前旭町線	草加市旭町五丁目	草加市大字金明町字堤下	草加市金明町	約1,240m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交差3箇所	
	3・4・18	新田西口停車場線	草加市大字金明町字道下	草加市大字金明町字道上	草加市金明町	約260m	地表式	2車線	18.0m	幹線街路と平面交差1箇所	
			なお、草加市金明町地内に新田駅西口交通広場を設ける。								面積約 4,000 ㎡

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

【変更理由】

（仮称）草加市新田駅西口土地区画整理事業に伴い、自転車・歩行者が集中することから、2路線の都市計画道路幅員を2m拡幅し、より円滑な交通処理を図り、利便性の高い住環境の整備を図れるよう、都市計画道路の一部区域の幅員を変更するものです。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、草加都市計画道路の変更（3・4・17号新田駅前旭町線、3・4・18号新田西口停車場線）についての理由を示したものです。

I 草加都市計画区域における位置等

草加都市計画区域は、埼玉県南東部、都心から約20km圏内に位置しており、草加市、八潮市、三郷市の3市で構成する複合都市計画区域です。区域内は、都心部と直結する東武伊勢崎線やつくばエクスプレス、東京外かく環状道路の整備により交通条件が向上し、こうした広域交流のポテンシャルや交通の利便性といった地域特性を活かし、魅力と活力ある都市づくりを目指しています。

3・4・17号新田駅前旭町線は、東京外かく環状道路を起点に南北を縦断し、国道4号と（都）3・4・11号足立越谷線の補助幹線としての役割を担う路線です。

3・4・18号新田西口停車場線は、東武伊勢崎線新田駅西口と3・4・17号新田駅前旭町線を東西に結ぶ路線で、新田駅西口へのアクセスを円滑に処理する役割を担っています。

II 変更の必要性

(1) 3・4・17号新田駅前旭町線は、昭和46年に当初決定された、代表幅員16.0m、延長約1,240mの道路です。そのうち、起点から県道金明町鳩ヶ谷線までの延長約310mは既に整備済です。

(2) 3・4・18号新田西口停車場線は昭和46年に当初決定された、代表幅員16.0m、延長約260mの道路です。

当該2路線については、（仮称）草加都市計画新田駅西口土地区画整理事業の区域内に位置しており、草加市が行う同事業に併せて、草加市が都市計画道路の整備を行うこととしています。

（仮称）草加都市計画新田駅西口土地区画整理事業区域内については、駅前であることから、歩行者・自転車を中心とした安全な歩行空間づくりを行うため、事業区域内の当該2路線を2m拡幅（全幅18m）し、より円滑な交通処理が図れるよう、都市計画道路の一部区域の幅員を変更するものです。また、今回の変更併せ、当該2路線の車線数を決定します。

※幅員変更区間

3・4・17号新田駅前旭町線

県道金明町鳩ヶ谷線以北から3・4・16号草加北通線以南の区間を、幅員を18.0mとする。

3・4・18号新田西口停車場線

全区間の幅員を18.0mとする。

Ⅲ 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	内容
3・4・17号新田駅前旭町線	約1,240m	2車線	16.0m	・ 一部区域の幅員変更 ・ 車線数を2と決定する
3・4・18号新田西口停車場線	約260m	2車線	18.0m	・ 幅員変更 ・ 車線数を2と決定する

Ⅳ 関連する都市計画

本変更と同時に以下の都市計画を決定及び変更する。

① 草加都市計画新田駅西口土地区画整理事業

当該2路線を含む新田駅西口地区約10.6haにおいて、土地区画整理事業の都市計画決定をします。

② 用途地域

3・4・17号新田駅前旭町線の一部幅員変更に伴い、現在、沿道で用途地域を指定している事業区域内について、第一種住居地域に変更するものです。

Ⅴ 上位計画での位置付け

上位計画での位置付けは以下のとおりであり、本変更案は上位計画に則して作成されています。

● 第三次草加市総合振興計画中期基本計画（平成18年3月策定）
2 安全と安心 一人にやさしいにぎわいのあるまちをつくるー (1) 街のやすらぎとにぎわい [施策5]良好なまちづくりの推進 (基本事業) 都市核と地域核の形成 市内に4つある各駅の特徴に合わせ、地域の拠点としての核づくりを進め、良好な市街地の形成を図ります。 公共施設整備と宅地の利用増進のため、面的整備によるまちづくりをめざします。
● 草加市都市計画マスタープラン（平成11年6月策定）
第4章 地区別まちづくり方針 4-3 新田駅周辺地区 ・ 駅周辺の利便性の向上をめざして、地域核づくりを進めます。 新田駅東西口の交通広場及び停車場線、新田駅前旭町線の整備を図ります。